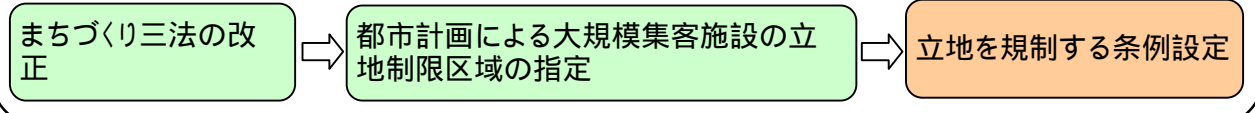
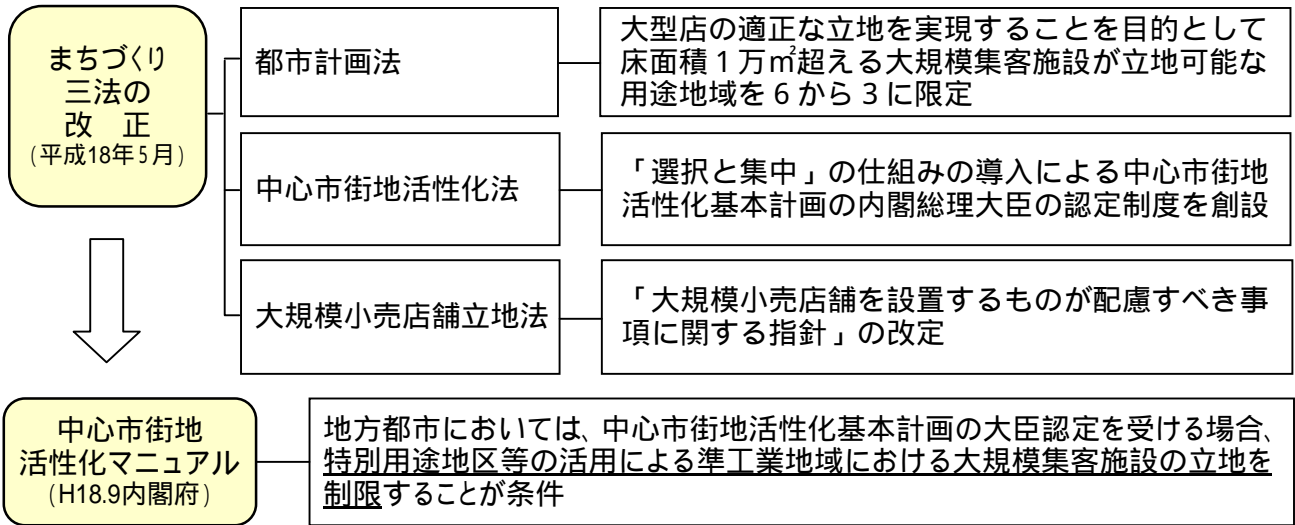


# 秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例について

中心市街地の活性化に関する施策を総合的に推進するとともに、都市機能の分散を抑制し、本市が目指す「コンパクトで成熟した市街地形成」を実現するため、中心市街地活性化基本計画の作成とあわせ、特別用途地区制度を活用し、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限しようとするものである。



## 1. 背景



## 2. 特別用途地区制度の構成

対象区域：都市計画手続きにより指定（3．参照）  
 根 拠：建築基準法に基づく条例により規制（4．参照）

## 3. 特別用途地区の都市計画決定

目 的：中心市街地の活性化に関する施策を総合的に推進するとともに、都市機能の分散を抑制し、本市が目指す「コンパクトで成熟した市街地形成」を実現するため、中心市街地活性化基本計画の作成とあわせ、準工業地域において、都市構造に影響を与える大規模集客施設の立地を制限する

都市計画：特別用途地区  
 種 類：大規模集客施設制限地区  
 対象区域：準工業地域 820ha（うち秋田都市計画：796ha、河辺都市計画：24ha）

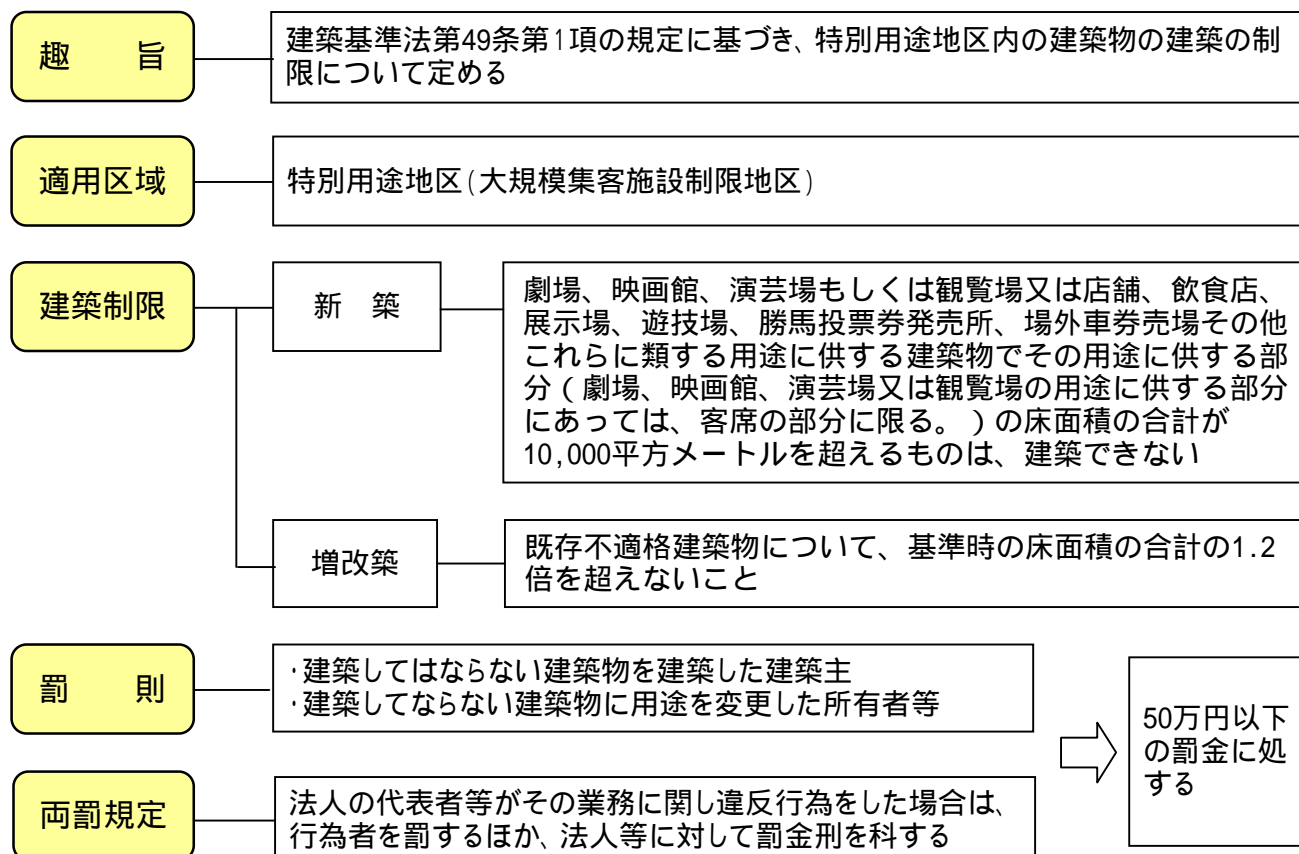
**秋田市の現状と課題**  
 市街地の拡大による行政コストの増大、人口の低密度化による投資効果の低い都市形成  
 自動車交通への依存の高まりによる道路交通問題の顕在化及び減少する公共交通利用  
 都市機能及び大規模商業施設の郊外への分散による中心市街地の衰退

**今後の方針**  
 市街地拡大・都市機能分散の抑制による土地利用・都市機能の適正な立地誘導  
 市民の移動手段確保のための公共交通の再生、充実  
 インフラの適正な配置と維持、整備による持続性の高い都市形成

## 特別用途地区の都市計画決定までの経緯

- |                     |                                |
|---------------------|--------------------------------|
| (1) 住民説明会           | 開催回数: 5回、出席者数: 23名             |
| (2) 都市計画案の縦覧、意見書の提出 | 縦覧者: 3名、意見書の提出: なし             |
| (3) 秋田都市計画審議会       | 平成20年4月15日開催: 都市計画案について異議なしの答申 |
| (4) 秋田県知事への同意協議     | 平成20年4月28日協議、平成20年5月8日同意する旨の回答 |
| (5) 告示              | 平成20年7月1日(予定)                  |

## 4. 秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の概要



## 5. 施行日: 公布の日